

# 郵便投票証明書交付申請書

郵便投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

徳島市選挙管理委員会委員長 殿

令和 年 月 日

選挙人名簿に記載されている住所

徳 島 市

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

氏 名

(氏名欄は必ず、**ご本人が自署**してください。)

連絡先電話番号

## ● 郵便投票証明書の交付手続き

下記に該当する人は、この交付申請書に身体障害者手帳、戦傷病者手帳、県知事発行の障害の程度を証する書面、介護被保険者証のいずれかを提示し、徳島市選挙管理委員会に申請してください。受付は随時行っています。証明書の有効期間は交付の日から7年、ただし、要介護者の方は、被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までです。

## ● 該当者

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障害が一級もしくは二級又は特別項症から第二項症まで
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障害が一級もしくは三級又は、特別項症から第三項症まで
- ③ 免疫の障害にあつては、一級から三級まで
- ④ 要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている

※ **投票日の4日前**（投票日が日曜日の場合は4日前の水曜日）までに申請をしないと、この制度を利用して投票することが出来ませんので、ご注意ください。